

**【表紙】**

**【提出書類】** 四半期報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の7第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成24年5月15日

**【四半期会計期間】** 第77期第1四半期(自 平成24年1月1日 至 平成24年3月31日)

**【会社名】** エルナー株式会社

**【英訳名】** ELNA CO., LTD.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役 吉田 秀俊

**【本店の所在の場所】** 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目8番11号

**【電話番号】** 045—470—7253

**【事務連絡者氏名】** 取締役上席執行役員経営企画部長 安藤 正直

**【最寄りの連絡場所】** 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目8番11号

**【電話番号】** 045—470—7253

**【事務連絡者氏名】** 取締役上席執行役員経営企画部長 安藤 正直

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

# 目 次

	頁
第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	1
第2 事業の状況	2
1 事業等のリスク	2
2 経営上の重要な契約等	2
3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	2
第3 提出会社の状況	4
1 株式等の状況	4
(1) 株式の総数等	4
① 株式の総数	4
② 発行済株式	4
(2) 新株予約権等の状況	9
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	9
(4) ライツプランの内容	9
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	9
(6) 大株主の状況	9
(7) 議決権の状況	10
① 発行済株式	10
② 自己株式等	10
2 役員の状況	10
第4 経理の状況	11
1 四半期連結財務諸表	12
(1) 四半期連結貸借対照表	12
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書	14
四半期連結損益計算書	14
第1 四半期連結累計期間	14
四半期連結包括利益計算書	15
第1 四半期連結累計期間	15
追加情報	16
注記事項	16
セグメント情報	17
2 その他	18
第二部 提出会社の保証会社等の情報	19
第1 保証会社情報	19
1 保証の対象となっている社債	19
2 継続開示会社たる保証会社に関する事項	19
(1) 保証会社が提出した書類	19
① 有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書	19
② 臨時報告書	19
③ 訂正報告書	19
(2) 上記書類を縦覧に供している場所	19
3 継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項	19
第2 保証会社以外の会社の情報	19
第3 指数等の情報	19
監査報告書	20

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第76期 第1四半期連結 累計期間	第77期 第1四半期連結 累計期間	第76期
会計期間	自 平成23年 1月1日 至 平成23年 3月31日	自 平成24年 1月1日 至 平成24年 3月31日	自 平成23年 1月1日 至 平成23年 12月31日
売上高 (百万円)	7,080	7,566	30,311
経常利益 (百万円)	16	91	595
四半期(当期)純利益又は 四半期純損失(△) (百万円)	△151	67	451
四半期包括利益又は 包括利益 (百万円)	△105	122	332
純資産額 (百万円)	3,301	3,862	3,739
総資産額 (百万円)	25,927	25,958	25,371
1株当たり四半期(当 期)純利益又は四半期 純損失(△) (円)	△3.64	1.62	10.85
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	—	1.19	7.97
自己資本比率 (%)	12.0	14.6	14.3

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 第76期第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。
- 3 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 4 第76期第1四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

#### 2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。  
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

### 2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等はありません。

### 3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間のわが国経済は、欧州債務問題に関する懸念がやや後退したことや昨年の震災やタイの洪水の影響から回復基調で推移いたしました。また、原油価格の上昇や円高の長期化のほか今後の電力供給問題など、不透明な状況は続いております。

当社グループの主要市場である電子機器分野におきましては、自動車関連の需要が堅調に推移いたしました。

このような状況の中で当社グループの当第1四半期連結累計期間の業績は、連結売上高75億6千6百万円（前年同四半期比6.9%増）、連結営業利益2億4千5百万円（前年同四半期比57.4%増）、連結経常利益9千1百万円（前年同四半期比458.5%増）、連結四半期純利益6千7百万円（前年同四半期は連結四半期純損失1億5千1百万円）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

コンデンサ事業におきましては、グローバルな受注獲得の取り組みにより欧州車載関連の売上が引き続き拡大していることや工場の生産性向上などに努めた結果、連結売上高20億9千4百万円（前年同四半期比6.0%増）、連結営業利益1億2百万円（前年同四半期比74.2%増）となりました。

プリント回路事業におきましても、自動車関連の売上が拡大したことや生産性向上や原価低減などに努めた結果、連結売上高54億7千2百万円（前年同四半期比7.2%増）、連結営業利益1億4千2百万円（前年同四半期比47.3%増）となりました。

## (2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末に比べ流動資産が3億7千万円増加し、固定資産が2億1千6百万円増加した結果、259億5千8百万円となりました。この主な増加要因は、受取手形及び売掛金の増加4億8千9百万円および有形固定資産の増加1億9千4百万円によるものであります。

当第1四半期連結会計期間末の負債合計は、前連結会計年度末に比べ4億6千4百万円増加し、220億9千6百万円となりました。この主な増加要因は、社債の増加6億7千4百万円によるものであります。

当第1四半期連結会計期間末の純資産は、四半期純利益の計上などにより、前連結会計年度末に比べ1億2千2百万円増加し、38億6千2百万円となりました。自己資本比率は、前連結会計年度末の14.3%から14.6%に増加しております。

## (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

## (4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間の研究開発費の総額は9千8百万円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	67,800,000
A種優先株式	15,000,000
計	82,800,000

###### ② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成24年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年5月15日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	41,611,458	41,611,458	東京証券取引所 (市場第二部)	(注) 1
A種優先株式	15,000,000	15,000,000	—	(注) 2
計	56,611,458	56,611,458	—	—

(注) 1 普通株式は、全て議決権を有しており、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は1,000株であります。

2 A種優先株式の内容は以下のとおりであります。

(1) 単元株式数 1,000株

(2) A種優先配当金

(イ) 当社は、剰余金の配当をするときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株式を有する株主（以下、「A種優先株主」という。）またはA種優先株式の登録株式質権者（以下、「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、同日の最終の株主名簿に記載または記録された当社の普通株式（以下、「普通株式」という。）を有する株主（以下、「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下、「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき2円（以下、「A種年間優先配当額」という。）に、当該基準日が属する事業年度の初日（同日を含む。）から当該配当の基準日（同日を含む。）までの日数を乗じ365（当該事業年度が閏年の場合には366とする。）で除して得られる割合を乗じた額の配当（以下、「A種優先配当」という。）をする。ただし、すでに当該事業年度に属する日を基準日とするA種優先配当をしたときは、かかるA種優先配当の累積額を控除した額とする。

(ロ) ある事業年度において、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対してした剰余金の配当の額がA種年間優先配当額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(ハ) A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、A種年間優先配当額を超えて剰余金の配当をしない。ただし、当社が吸収分割をする場合において会社法（平成17年法律第86号）第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定する剰余金の配当をするとき、または当社が新設分割をする場合において同法第763条第12号ロもしくは同法第765条第1項第8号ロに規定する剰余金の配当をするときに、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対してA種年間優先配当額を配当した後に、普通株主または普通登録株式質権者に対して剰余金の配当をするときは、同時に、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して、A種優先株式1株当たり、普通株式1株当たりの剰余金の配当額と同一額の配当をする。

(3) 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき100円を支払う。A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配は行わない。

(4) 議決権

A種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。なお、議決権に差異を設けた理由は、当社の資金調達手段の選択肢を広げるためである。

(5) 転換請求権

A種優先株主は、下記の転換請求期間中、下記に定める転換の条件で、当社に対して、A種優先株式を取得することを請求することができるものとし、当社は、A種優先株主が取得の請求をしたA種優先株式を取得するのと引換えに、当社の普通株式を当該A種優先株主に対して交付する（以下「転換」という。）ものとする。

① 転換請求期間

A種優先株式の転換を請求し得べき期間（以下、「転換請求期間」という。）は、平成18年10月1日から平成28年3月31日までとする。

② 転換の条件

(ア) 当初転換価額

当初転換価額は、100円とする。

(イ) 転換価額の調整

(a) 以下の(i)ないし(iv)のいずれかに該当する場合には、転換価額を次に定める算式（以下、「転換価額調整式」という。）により調整し、以下の(v)に該当する場合には、転換価額を(v)に定めるところに従い調整する。転換価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{(\text{既発行普通株式数} - \text{自己株式数}) + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{(\text{既発行普通株式数} - \text{自己株式数}) + \text{新規発行普通株式数}}$$

- (i) 転換価額調整式に使用する時価を下回る金額をもって普通株式を発行または当社が保有する普通株式（以下、「自己株式」という。）を処分する場合（無償割当ての場合を含むが、普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(イ)において同じ。）の取得による場合または普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。無償割当ての場合にはその効力が生じる日。以下本(a)において同じ。）の翌日以降、または株主への割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日（無償割当てにかかる基準日を定めた場合には当該基準日。）（以下、「株主割当日」という。）がある場合はその日の翌日以降これを適用する。なお、自己株式の処分の場合には、転換価額調整式における「新規発行普通株式数」は「処分自己株式数」、「1株あたりの払込金額」は「1株あたりの処分価額」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

- (ii) 株式の分割をする場合

調整後の転換価額は、株式の分割にかかる基準日の翌日以降これを適用する。なお、この場合、転換価額調整式における「（既発行普通株式数－自己株式数）」は「既発行普通株式数」、「新規発行普通株式数」は「株式の分割により増加する普通株式数」とそれぞれ読み替える。

ただし、分配可能額から資本に組み入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割をする旨取締役会で決議する場合であり、かつ当該分配可能額の資本組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割にかかる基準日とする場合には、調整後の転換価額は、当該分配可能額の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。なお、上記但書の場合において、株式分割にかかる基準日の翌日から当該分配可能額の資本組入の決議をした株主総会の終結の日までに転換を請求した者に対しては、次の算出方法により、当社の普通株式を発行する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \frac{(\text{調整前転換価額をもって転換により当該期間内に発行された株式数})}{\text{調整後転換価額}}}{\text{調整後転換価額}}$$

- (iii) 転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって普通株式の交付と引換えに当社に取得される株式、新株予約権もしくはその他の証券または当社に対して取得を請求できる株式、新株予約権もしくはその他の証券を発行もしくは処分する場合（無償割当ての場合を含む。）、または権利行使により転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって普通株式又は普通株式の交付と引換えに当社に取得される株式その他の証券もしくは当社に対して取得を請求できる株式その他の証券の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（無償割当ての場合も含む。）

調整後の転換価額は、かかる株式、新株予約権もしくはその他の証券の払込期日（新株予約権の場合は割当日。以下本(a)において同じ）に、無償割当ての場合にはその効力が生じる日（無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本(a)において同じ。）に、また、株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式、新株予約権、またはその他の証券の全てが当初の条件で取得又は行使等され普通株式が交付されたものとみなし、その払込期日の翌日以降、無償割当ての場合にはその効力が生ずる日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降これを適用する。以後の調整において



は、かかるみなし株式数は、実際に当該取得または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて既発行の普通株式数に算入される（下記(iv)も同様とする。）。

- (iv) 普通株式の交付と引換えに当会社に取得される株式その他の証券もしくは当会社に対して取得を請求できる株式その他の証券の交付を受けることができる新株予約権または普通株式を目的とする新株予約権であって、取得の価額または新株予約権の行使に際して出資される財産の1株当たりの価額がかかる新株予約権の割当日において確定しておらず後日一定の日（以下、「価額決定日」という。）の価額を基準として確定されるものを発行（無償割当ての場合を含む。）した場合において、決定された取得の価額または新株予約権の行使に際して出資される財産の1株あたりの価額が転換価額調整式に使用する時価を下回る場合、調整後の転換価額は、当該価額決定日に残存する当該株式の全てが転換または全ての新株予約権が行使されたものとみなし、価額決定日の翌日以降これを適用する。
- (v) 普通株式の併合をするときは、株式の併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

- (b) 上記(a)に掲げる場合のほか、合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転または会社の分割等その他普通株式の発行済株式数の総数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更または変更の可能性を生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とする場合には、取締役会が合理的と判断する転換価額に調整する。
- (c) 転換価額調整式に使用する1株あたりの時価とは、調整後転換価額を適用する日（但し、上記(a)(ii)但書の場合には当該基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示がある場合は気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に、上記(a)または(b)で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、上記(a)または(b)に準じて取締役会が合理的と判断する値に調整される。
- (d) 転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、もしくは株主割当日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数とする。
- (e) 転換価額調整式に使用する1株あたりの払込金額とは、それぞれ以下のとおりとする。
- (i) 上記(a)(i)の転換価額調整式で使用する時価を下回る金額をもって普通株式を発行または自己株式を処分する場合（普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権の取得による場合または普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合を除く。）には、当該払込金額または処分価額（金銭以外の財産による払込みの場合にはその適正な評価額）。なお、当該普通株式を無償割当てする場合には0円とする。
- (ii) 上記(a)(ii)の株式の分割をする場合は0円

- (iii) 上記(a)(iii)の転換価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって普通株式の交付と引換えに当会社に取得される株式、新株予約権もしくはその他の証券または当会社に対して取得を請求できる株式、新株予約権もしくはその他の証券を発行もしくは処分する場合(無償割当ての場合を含む。)、または上記(a)(iii)で定める内容の新株予約権を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)は、当該取得の価額または当該新株予約権の行使に際して出資される財産の1株あたりの価額
- (iv) 上記(a)(iv)の場合は、価額決定日に決定された取得の価額または新株予約権の行使に際して出資される財産の1株あたりの価額
- (f) 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

③ 転換により交付すべき普通株式数

$$\text{転換により交付すべき普通株式数} = \frac{\text{A種優先株主が転換請求のために提出したA種優先株式の発行価額の総額}}{\text{転換価額}}$$

転換により交付すべき普通株式数の算出にあたっては、1株に満たない端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(6) 一斉転換条項

当社は、転換請求期間中に転換請求のなかったA種優先株式を、同期間の末日の翌日(以下、「一斉転換基準日」という。)をもって、A種優先株式1株の払込金額相当額を、一斉転換基準日において有効な転換価額で除して得られる数の普通株式と引換えに取得する。上記の普通株式の数の算出に当たって、1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に従いこれを取り扱う。

(7) 株式の併合または分割、募集株式の割当て等

当社は、A種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、当社は、A種優先株主に対し、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

(8) 種類株主総会の決議

種類株主総会の決議を要しない旨の定款の定めはない。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成24年1月1日～ 平成24年3月31日	—	普通株式 41,611,458 優先株式 15,000,000	—	3,508	—	496

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

## (7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができないことから、直前の基準日である平成23年12月31日の株主名簿により記載しております。

### ① 【発行済株式】

平成23年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 15,000,000	—	1 [株式等の状況]の(1)「株式の総数等」に記載しております。
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 19,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 41,539,000	41,539	—
単元未満株式	普通株式 53,458	—	—
発行済株式総数	56,611,458	—	—
総株主の議決権	—	41,539	—

(注) 「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式380株が含まれております。

### ② 【自己株式等】

平成23年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) エルナー株式会社	横浜市港北区新横浜 三丁目8番11号	19,000	—	19,000	0.03
計	—	19,000	—	19,000	0.03

## 2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

## 第4 【経理の状況】

### 1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成24年1月1日から平成24年3月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成24年1月1日から平成24年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

# 1 【四半期連結財務諸表】

## (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年12月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年3月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	1,869	1,958
受取手形及び売掛金	6,793	7,282
商品及び製品	2,373	2,294
仕掛品	1,359	1,393
原材料及び貯蔵品	1,662	1,667
その他	448	285
貸倒引当金	△51	△56
流動資産合計	14,454	14,825
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物及び構築物（純額）	3,759	3,782
機械装置及び運搬具（純額）	3,475	3,576
土地	2,419	2,434
建設仮勘定	269	329
その他（純額）	461	457
有形固定資産合計	10,386	10,580
<b>無形固定資産</b>		
のれん	47	43
その他	122	133
無形固定資産合計	170	177
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	134	146
その他	2,026	2,029
貸倒引当金	△1,801	△1,801
投資その他の資産合計	359	375
<b>固定資産合計</b>	10,916	11,132
<b>資産合計</b>	25,371	25,958

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年12月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	5,431	5,171
短期借入金	5,580	6,336
1年内返済予定の長期借入金	4,259	4,113
1年内償還予定の社債	300	629
未払法人税等	71	90
引当金	—	172
その他	1,251	1,329
流動負債合計	16,894	17,843
固定負債		
社債	150	494
長期借入金	2,447	1,724
再評価に係る繰延税金負債	213	213
退職給付引当金	1,685	1,662
その他	241	156
固定負債合計	4,737	4,252
負債合計	21,631	22,096
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	3,508	3,508
資本剰余金	496	496
利益剰余金	40	108
自己株式	△4	△4
株主資本合計	4,041	4,108
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	△25	△14
土地再評価差額金	395	395
為替換算調整勘定	△784	△711
その他の包括利益累計額合計	△413	△330
少数株主持分	112	83
純資産合計	3,739	3,862
負債純資産合計	25,371	25,958

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】  
【四半期連結損益計算書】  
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年3月31日)
売上高	7,080	7,566
売上原価	6,154	6,584
売上総利益	925	981
販売費及び一般管理費	770	736
営業利益	155	245
営業外収益		
受取利息	0	0
為替差益	1	2
その他	9	6
営業外収益合計	12	9
営業外費用		
支払利息	95	110
その他	56	52
営業外費用合計	151	162
経常利益	16	91
特別利益		
固定資産処分益	—	1
特別利益合計	—	1
特別損失		
災害による損失	55	—
固定資産処分損	0	0
投資有価証券評価損	51	—
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	68	—
特別損失合計	175	0
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	△158	93
法人税、住民税及び事業税	13	61
法人税等調整額	△10	1
法人税等合計	2	62
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益調整前四半期純損失(△)	△161	30
少数株主損失(△)	△9	△36
四半期純利益又は四半期純損失(△)	△151	67



【四半期連結包括利益計算書】  
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年3月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益調整前四半期純損失(△)	△161	30
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△4	10
為替換算調整勘定	59	81
その他の包括利益合計	55	91
四半期包括利益	△105	122
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	△103	150
少数株主に係る四半期包括利益	△2	△28

【追加情報】

当第1四半期連結累計期間 (自 平成24年1月1日 至 平成24年3月31日)
当第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年12月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年3月31日)
1 受取手形割引高 329百万円 うち、期末日(銀行休業日)期日の手形で手 形交換日に決済処理した受取手形割引高 80百万円	1 受取手形割引高 344百万円 うち、期末日(銀行休業日)期日の手形で手 形交換日に決済処理した受取手形割引高 84百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

前第1四半期連結累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成24年1月1日 至 平成24年3月31日)
減価償却費 441百万円	減価償却費 443百万円
のれんの償却額 3百万円	のれんの償却額 3百万円

(株主資本等関係)

I 前第1四半期連結累計期間(自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日)

1 配当金支払額

該当事項はありません。

2 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

II 当第1四半期連結累計期間(自 平成24年1月1日 至 平成24年3月31日)

1 配当金支払額

該当事項はありません。

2 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期連結累計期間(自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			調整額	四半期連結損益 計算書計上額 (注)
	コンデンサ	プリント回路	計		
売上高					
外部顧客への売上高	1,976	5,103	7,080	—	7,080
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—
計	1,976	5,103	7,080	—	7,080
セグメント利益	58	97	155	—	155

(注) セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

II 当第1四半期連結累計期間(自 平成24年1月1日 至 平成24年3月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			調整額	四半期連結損益 計算書計上額 (注)
	コンデンサ	プリント回路	計		
売上高					
外部顧客への売上高	2,094	5,472	7,566	—	7,566
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—
計	2,094	5,472	7,566	—	7,566
セグメント利益	102	142	245	—	245

(注) セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益又は四半期純損失及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年3月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益又は四半期純損失(△)	△3円64銭	1円62銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益又は四半期純損失(△)	△151百万円	67百万円
普通株主に帰属しない金額	—	—
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失(△)	△151百万円	67百万円
普通株式の期中平均株式数	41,592,233株	41,592,078株
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	—	1円19銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額	—	—
普通株式増加数	—	15,000,000株
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(注) 前第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

### 第1 【保証会社情報】

#### 1 【保証の対象となっている社債】

社債の名称	発行年月日	券面総額 (百万円)	償還額 (百万円)	当第1四半期会 計期間末現在の 未償還額 (百万円)	上場金融商品取引所又 は登録認可金融商品取 引業協会名	保証会社
エルナー株式会社 第1回無担保社債	平成22年 6月30日	750	375	375	上場及び登録はしてお りません	住友信託銀 行株式会社
エルナー株式会社 第2回無担保社債	平成24年 3月30日	749	—	749	同上	同上

(注)保証会社である住友信託銀行株式会社は、平成24年4月1日をもって、中央三井信託銀行株式会社及び中央三井アセット信託銀行株式会社と合併し、商号を「三井住友信託銀行株式会社」に変更しております。

#### 2 【継続開示会社たる保証会社に関する事項】

##### (1) 【保証会社が提出した書類】

###### ① 【有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書】

半期報告書 第141期 自 平成23年4月1日 平成23年11月29日  
至 平成23年9月30日 近畿財務局長に提出

###### ② 【臨時報告書】

①の書類の提出後、本四半期報告書提出日(平成24年5月15日)までに、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の3の規定に基づく臨時報告書を平成23年12月26日に近畿財務局長に提出。また、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を平成24年4月2日に関東財務局長に提出。

###### ③ 【訂正報告書】

訂正報告書(上記平成23年12月26日提出の臨時報告書の訂正報告書)を平成23年12月28日近畿財務局長に提出

##### (2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

住友信託銀行株式会社 本店 (大阪府中央区北浜四丁目5番33号)  
同上 東京営業部 (東京都中央区八重洲二丁目3番1号)  
同上 神戸支店 (神戸市中央区御幸通八丁目1番6号)  
同上 横浜支店 (横浜市西区南幸一丁目14番10号)  
同上 名古屋栄支店 (名古屋市中区栄四丁目1番1号)  
同上 千葉駅前支店 (千葉市中央区富士見一丁目1番15号)  
同上 大宮支店 (さいたま市大宮区大門町一丁目6番地の1)

#### 3 【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】

該当事項はありません。

### 第2 【保証会社以外の会社の情報】

該当事項はありません。

### 第3 【指数等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年 5月14日

エルナー株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 北 川 卓 哉 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 森 田 高 弘 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているエルナー株式会社の平成24年1月1日から平成24年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成24年1月1日から平成24年3月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成24年1月1日から平成24年3月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

## 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、エルナー株式会社及び連結子会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。